

事務連絡  
令和2年3月23日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
観光庁参事官（観光人材政策）

旅行業者等における新型コロナウイルスの感染症対策について（要請）

標記については、令和2年2月17日付け事務連絡において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について依頼したところです。

感染拡大に伴い、多くのツアーがキャンセルとなる一方、催行されるツアーについては混雑・密閉した空間に大人数が滞在することも多く、感染リスクが高いものとなります。

つきましては、重ねて関係者へ手洗い・うがい、マスクの着用、消毒の実施などの感染症拡大防止策の周知徹底をいただくとともに、ツアー催行にあたっては、以下の感染拡大防止対策を実施していただくよう、貴都道府県登録の旅行業者等及び旅行サービス手配業者へ周知徹底されますようお願い申し上げます。

（1）ツアー開始前の徹底事項

- 旅行者がツアー中に発熱や咳などの症状を発症した場合には、速やかに乗務員（運転手・添乗員等を含む）若しくはガイドへ報告するよう説明を行うこと。
- 旅行者がツアー中に発熱や咳などの症状を発症した場合には、症状に応じて離団、隔離、医療機関の受診等の指示に従っていただく必要がある旨を説明すること。
- ツアー中、乗務員・ガイドはマスクを着用することがあり、ツアー中に発熱や咳などの症状を発症した場合には、症状によってはその後のツアーに従事できないことがある旨を旅行者へ説明すること。
- ツアーへの参加に当たって、旅行者にマスクの着用・ハンカチ、タオル等持参の協力を求めること。
- バスなどの配席については、旅行者同士が離れて座れるよう配慮すること。
- ツアーに使用する車両は定期的に消毒を行い、できる限りアルコール消毒液や体温計を備えている車両を手配すること。

（2）ツアー中の徹底事項

- 乗務員・ガイドは、ツアー中はマスクを着用し、定期的に車両の窓を開ける等換気を行うこと。なお、訪日外国人旅行者に対して日本でマスクの着用は重病人のサイン

ではなく、混雑した場所でのマナーであることを説明し理解を求めるこ。

- 乗務員・ガイドは、旅行者に発熱の症状等が見られた場合、速やかにその旨を企画実施旅行会社へ連絡すること。
- 乗務員・ガイドは、旅行者へ定期的に手洗い・うがいの実施、マスクの着用、アルコール消毒液等による手指消毒の協力を求めること。